

## 東京都住宅確保要配慮者居住支援法人指定基準

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定の基準を以下のとおり定める。

### 1. 支援業務実施計画について

職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画（以下「支援業務実施計画」という。）が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。

- 支援業務実施計画（組織及び運営に関する事項並びに支援業務の概要に関する事項を記載した書類）において、以下の内容が適切なものとなっていることが確認できること。
  - (1) 支援業務を行う区域
  - (2) 支援業務の対象となる要配慮者の範囲
  - (3) 支援業務の具体的内容及び実施方法
  - (4) 支援業務を実施する組織体制

### 2. 経理的・技術的基礎について

前号の支援業務実施計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

- 直近の財産目録及び貸借対照表において、支援業務を行うために必要な財源が確保されていること等が確認できること。
- 支援業務に関する法人としての活動実績において、概ね1年以上の間、支援業務を適切に実施していることが確認できること。
- 担当する役員及び職員の支援業務従事歴において、これらの者の支援業務従事歴が1年以上あることが確認できること。
- 行政と連携した取組の実績、区市町村の推薦書等により、経理的及び技術的の基礎を有することが確認できること。

### **3. 役員・職員の構成について**

役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 役員の氏名略歴を記載した書類及び法人として以下に該当しないことを誓約する書類において、上記内容が確認できること。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第 61 条から第 64 条の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
  - (3) 法第 50 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第 77 号第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - (5) 心身の故障により職務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定める者

### **4. 支援業務以外の業務の実施について**

支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- 現に行っている業務の概要を記載した書類において、支援業務と支援業務以外の業務の組織・経理が区分されているなど、上記内容が確認できること。

### **5. その他**

支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

- 定款及び登記事項証明書において、申請者が以下のいずれかの法人であることが確認できること。
  - (1) 特定非営利活動法人

(2) 一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人

(3) 住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社

○ 申請に係る意思決定を証する書類において、居住支援法人として支援業務を実施することについての意思決定がなされていることが確認できること。

○ 定款又は支援業務実施計画のうち「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類において、法第 42 条各号に掲げる各支援業務を行う備えがあること（必要が生じた場合に実施する旨でも可。一号については、登録家賃債務保証業者と連携を図る旨でも可）が確認できること。

以下に該当する場合は、その備えがあるものとする。

① 定款に各業務の実施に関することが記載されている場合（「要配慮者の居住の支援に係る業務」等の包括的に全ての業務を読み込むことができる記載がある場合を含む）

② 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第 27 条第 2 項第 4 号ロに規定する「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に、実際に行う支援業務の概要のほか、必要が生じた場合には各業務を行う旨が記載されている場合  
なお、上記①②が困難な場合にあっては、家賃債務保証業務に関して以下を満たす場合には、その備えがあるものとする。

③ 家賃債務保証業者登録規程の登録を受けた家賃債務保証業者と連携を図る旨が施行規則第 27 条第 2 項第 4 号ロに規定する「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類に記載されている場合

○ 個人情報の取扱いに関し、個人情報保護規程その他それに準じる書類において、適正な措置を講じていることが確認できること。

○ その他、法人が宗教活動や政治活動を主たる目的としていないことなど、支援業務を公正かつ適確に行うことができると判断する上で問題ないことが確認できること。